証券コード 3496

第 11 回　定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまにおかれましては、可能な限り、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

日　　時

2020年12月22日（火曜日）午前10時00分
（受付開始 午前９時30分）

場　　所

東京都渋谷区代々木二丁目１番１号
新宿マインズタワー15Ｆ　セミナールーム６
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

目　　次

第11回定時株主総会招集ご通知…… 1

株主総会参考書類
第１号議案　取締役７名選任の件…… 3
第２号議案　補欠監査役１名選任の件…… 8

添付書類
事業報告…… 9
連結計算書類…… 29
計算書類…… 32
監査報告書…… 35

株主総会会場ご案内図

株式会社アズーム

証券コード 3496
2020年12月７日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木二丁目１番１号
株 式 会 社 ア ズ ー ム
代表取締役社長　菅　田　洋　司

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、規模を大幅に縮小し、開催させていただくことといたしましたので当日のご来場は可能な限り控えていただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年12月21日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月22日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前９時30分）

２．場　　所　東京都渋谷区代々木二丁目１番１号
新宿マインズタワー15Ｆ　セミナールーム６
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

３．目的事項

報告事項
1.第11期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第11期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
＊新型コロナウイルスの影響により開催時間や会場の変更など、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://azoom.jp/）に掲載させていただきます。
＊株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://azoom.jp/）に掲載させていただきます。
＊本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://azoom.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役７名全員が任期満了となりますので、あらためて、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況(出席率)
1	再任 菅田洋司（すがた ようじ）	1977年１月27日	代表取締役社長	13回／13回(100%)
2	再任 高橋崇晃（たかはし たかあき）	1981年５月28日	代表取締役副社長	13回／13回(100%)
3	再任 鈴木雄也（すずき ゆうや）	1983年３月14日	取締役 テクノロジー担当	13回／13回(100%)
4	再任 高橋祐二（たかはし ゆうじ）	1988年10月24日	取締役 営業担当	13回／13回(100%)
5	再任 馬場涼平（ばば りょうへい）	1988年６月15日	取締役 管理担当	10回／10回(100%)
6	再任 社外 櫟木一男（いちき かずお）	1949年５月25日	取締役	13回／13回(100%)
7	再任 社外 独立 小久保崇（こくぼ たかし）	1974年１月18日	取締役	13回／13回(100%)

1 菅田洋司（すがたようじ） (1977年1月27日生) 再任

所有する当社の株式の数
523,800株

取締役会出席状況（出席率）
13回／13回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年 2 月 ㈱タジマリフォーム（現：㈱TJMデザイン）入社
2005年 2 月 日本駐車場開発㈱入社
2009年 1 月 ㈱ワークスメディア入社
2009年10月 当社設立
代表取締役社長（現任）
2019年 3 月 ㈱CGworks取締役（現任）

取締役候補者とした理由

菅田洋司氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、遊休不動産を活躍する不動産にという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

2 高橋崇晃（たかはしたかあき） (1981年5月28日生) 再任

所有する当社の株式の数
30,000株

取締役会出席状況（出席率）
13回／13回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年 4 月 ㈱リクルートコスモス（現：㈱コスモスイニシア）入社
2011年 2 月 ヒューリック㈱入社
2016年 1 月 当社取締役
2016年 6 月 当社専務取締役管理本部長
2018年11月 当社代表取締役副社長管理担当
2019年12月 当社代表取締役副社長（現任）

取締役候補者とした理由

高橋崇晃氏は、不動産業界における豊富な知識や経験及びファイナンスに関する知識を有しており、当社代表取締役副社長として当社の経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

3 鈴木雄也（すずきゆうや）　(1983年3月14日生)　再任

所有する当社の株式の数
30,000株

取締役会出席状況（出席率）
13回／13回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 1 月　㈱ワークスメディア入社
2009年10月　当社入社
2014年 4 月　当社取締役テクノロジー担当（現任）
2019年 9 月　AZOOM VIETNAM INC.社長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木雄也氏は、ITサービスの設計、開発について豊富な知識と経験を有しており、当社設立当初よりテクノロジー担当として当社IT部門全般を管掌し、当社の事業及びサービスの開発、改善に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

4 高橋祐二（たかはしゆうじ）　(1988年10月24日生)　再任

所有する当社の株式の数
10,000株

取締役会出席状況（出席率）
13回／13回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 4 月　当社入社
2016年10月　当社取締役営業担当（現任）

取締役候補者とした理由

高橋祐二氏は、当社入社当時より営業部門を担当し、2016年10月より取締役営業本部長を務め、営業業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績を有しており、当社の収益基盤の確立に寄与してきたことから、今後も経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

5 馬場涼平（ばばりょうへい） (1988年6月15日生) 再任

所有する当社の株式の数
－株

取締役会出席状況（出席率）
10回／10回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年 2 月　新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2016年 7 月　当社入社
2018年11月　当社執行役員管理部長
2019年12月　当社取締役管理担当（現任）

取締役候補者とした理由

馬場涼平氏は、当社入社当時より管理部門を担当し、当社経理財務及び労務人事等管理部門全般を管掌し、当社の管理基盤の確立に寄与してきたことから、経営事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

6 櫟木一男（いちきかずお） (1949年5月25日生) 再任 社外

所有する当社の株式の数
－株

取締役会出席状況（出席率）
13回／13回
(100%)

在任年数
3年11ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 4 月　㈱日本興業銀行（現：㈱みずほ銀行）入行
2003年 5 月　新光証券㈱（現：みずほ証券㈱）常務執行役員
2009年 5 月　みずほ証券㈱常務執行役員
2010年 6 月　日本冶金工業㈱常勤監査役
2015年10月　㈱ピーバンドットコム社外監査役
2017年 1 月　当社社外取締役（現任）
2018年 6 月　㈱ピーバンドットコム社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由

櫟木一男氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

7 小久保（こくぼ） 崇（たかし） （1974年1月18日生） 再任 社外 独立

所有する当社の株式の数
－株

取締役会出席状況（出席率）
13回／13回
（100%）

在任年数
3年11ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月　西村総合法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）入所
2006年 9 月　クリアリー・ゴットリーブ・スティーン＆ハミルトン法律事務所（ニューヨーク）入所
2014年 3 月　小久保法律事務所（現：弁護士法人小久保法律事務所）設立 代表社員（現任）
2014年10月　㈱ティー・ワイ・オー社外取締役（現任）
2017年 1 月　AOI TYO Holdings㈱社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年 1 月　当社社外取締役（現任）
2017年 8 月　AlpacaJapan㈱社外監査役（現任）
2019年 6 月　すてきナイスグループ㈱（現：ナイス㈱）社外取締役（現任）
2020年 6 月　オイシックス・ラ・大地㈱社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

小久保崇氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の事業運営に関して、公正・中立的な意見や助言を期待できることから、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．菅田洋司氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3．櫟木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役候補者であります。
4．当社は、小久保崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。小久保崇氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5．当社は、櫟木一男氏及び小久保崇氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。
6．在任年数は、本総会終結の時における在任年数を示しております。
7．馬場涼平氏は2019年12月20日開催の第10回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。また、その任期は前任者の残存期間とします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであり、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者が監査役に就任した場合には、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、届け出る予定であります。

藤岡大祐（ふじおかだいすけ）　（1981年７月８日生）　**新任**　**社外**　**独立**

所有する当社の株式の数
－株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2004年12月　新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2014年１月　㈱ヤマトキャピタルパートナーズ（現：㈱YCP Solidiance）入社
2015年３月　㈱YGAパートナーズ代表取締役
2016年６月　㈱PKSHA Technology監査役（現任）
2016年10月　㈱BEDORE監査役（現任）
2018年12月　ログリー㈱社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年４月　㈱JMDC社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年４月　ヒューマンライフコード㈱監査役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

藤岡大祐氏は、公認会計士の資格を有しており、会計士としての豊富な経験と会計全般に関する専門的な知見を有しております。現在は様々な企業で監査役を務めており当該業務に係る豊富な知識と経験を有することから補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．藤岡大祐氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．藤岡大祐氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
４．藤岡大祐氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

以上

〔添付書類〕

事　業　報　告

（自　2019年10月１日
至　2020年９月30日）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞の影響により、依然として厳しい状況が続いております。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルの段階的な引き上げを行う中で、各種政策の効果もあり緩やかに経済活動が再開しつつあり、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待されております。しかしながら国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等については引き続き注視してまいります。

当社グループの経営環境としましては、遊休不動産活用事業に主として関連する駐車場業界において、慢性的な駐車場不足を背景に駐車場紹介依頼及び空き駐車場の収益化に対する需要が依然として拡大しております。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、従来は店舗型の不動産仲介業者にて月極駐車場を探していたユーザーが、当社が運営するポータルサイトを通じてインターネット経由で流入するケースがより増えてきており、駐車場の問い合わせ件数の増加要因となりました。また、ビジュアライゼーション事業においては、前年から本年１月にかけて3DCG技術を活用した不動産の完成予想画像に対する需要が拡大基調にありましたが、本年２月以降においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、宿泊施設や商業施設の不動産開発が停滞しており、当社グループが提供する不動産画像に対する需要が低下している状況にありましたが、本年７月頃から経済活動が再開したこともあり徐々に需要が戻りつつあります。これらの影響を含め、依然として新型コロナウイルス感染症により先行きが不透明ではありますが、当社グループへの影響については今後も引き続き注視し、適切な対応を講じてまいります。

このような経営環境のもと将来的な収益力の強化を目的として、既存社員の育成に引き続き努め、新規案件の獲得のための積極的なアプローチを行えるよう経営基盤の拡大に注力するとともに、ベトナム子会社でのシステム開発・グラフィックデータ制作の体制を強化するための投資やリモート環境等の制約に関わらず営業活動を継続できるようIT面での新たな技術の開発を引き続き行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,814,072千円、営業利益は224,488千円、経常利益は223,254千円、親会社株主に帰属する当期純利益は139,472千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前期との比較は行っておりません。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

① 遊休不動産活用事業

遊休不動産活用事業セグメントは、当社がインターネット上で運営する月極駐車場のポータルサイト「CarParking」（以下、「カーパーキング」といいます）を経由して、駐車場の紹介を行う「月極駐車場紹介サービス」と、駐車場オーナーから空き駐車場を当社がマスターリース（一括借り上げ）し、月極駐車場としてユーザーにサブリース（貸し付け）を行う「月極駐車場サブリースサービス」を中心として事業を行っております。当連結会計年度においては、カーパーキングを通じたインターネット経由でのユーザーの流入増加を背景に、引き続き既存社員の営業力強化やリモート環境下での営業活動推進に努め、カーパーキングへの問い合わせ件数、マスターリース台数及びサブリース台数のいずれも堅調に推移し、当連結会計年度における駐車場問い合わせ件数は186,547件となり、当連結会計年度におけるマスターリース台数（受託台数）は11,427台、サブリース台数（稼働台数）は10,565台となりました。また、前期に事業譲受により取得した貸し会議室運営サポートを提供するWEB予約システム「スマート会議室」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に本年４月から６月においては解約数が一時的に上昇しましたが、本年７月以降においてはランディングページを改修したこと等により問い合わせ件数及び成約件数が回復傾向にあります。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,742,382千円、セグメント利益は253,566千円となりました。

② ビジュアライゼーション事業

ビジュアライゼーション事業セグメントは、不動産の可能性をより視覚的に伝えることを可能にするため、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、その販売を行っております。当連結会計年度においては、既存社員の技術力や営業力の強化に注力しつつ、多様な営業提案が可能となるように事業基盤の拡大に努めました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に本年４月から６月においては受注が一時的に減少しましたが、本年７月以降においては回復傾向にあります。

その結果、当連結会計年度の売上高は71,689千円、セグメント損失は29,077千円となりました。

2．対処すべき課題

当社グループは、遊休不動産活用事業及びビジュアライゼーション事業の二つの事業を両輪として経営を推進しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として世界経済の不確実性が高まっておりますが、市場動向をはじめとしたサービスに対する需要についてのモニタリングを強化するなどし注視してまいります。また、駐車場業界については、市場の成熟化に伴う再編淘汰の時代に突入し、駐車場紹介・運営会社として厳格に選別されるという変化が起こっております。ビジュアライゼーション事業については、新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や商業施設等の不動産開発に伴う受注が一時減少しましたが、その間に既存社員の教育や新技術の導入などを行い営業基盤の強化に努めてまいりました。このような経営環境下において、以下の４点を今後のさらなる事業拡大・展開における特に重要な対処すべき課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

① 継続的な成長について

当社グループは、上記の経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、遊休不動産活用事業においては、これまで蓄積した駐車場オーナー・ユーザー情報などの駐車場運営ノウハウをもとに、自社運営サイトである「カーパーキング」のブランディング及び集客力アップを図ってまいります。また、未開拓エリアにも進出することで、駐車場紹介件数及び新規マスターリース台数の増加に伴う駐車場サービスの収益性向上に取り組み、継続的な成長を目指します。また、ビジュアライゼーション事業においては、新技術の導入や既存社員の技術力向上、そして建築業界だけでなく様々な業界でCG技術を導入できるようCGの幅を広げ継続的な成長を目指します。

② 組織体制及び内部管理体制の強化について

当社グループは、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、事業のさらなる成長のためには、ノウハウの蓄積とともに、営業力や技術力など様々な能力を高めていく必要があります。そのため、優秀な営業人材の確保及び人材育成が重要な課題であると考えており、採用力向上と社内研修の充実等に取り組んでまいります。また、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

③　システムの向上

当社グループの提供するサービスにおきましては、インターネット上でサービスを提供している関係上、安定したサーバー環境や通信環境を維持する必要があります。

そこで当社では、エンジニアの確保及び育成、利用者数の増加に伴うアクセス数増加を考慮したサーバー機器の整備、負荷分散システムの導入等が重要となります。今後も設備投資等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

④　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社員とその家族及び関係者の安全を考慮し、感染予防の徹底などを周知することで、従業員の意識を高めるとともに、必要に応じて時差出勤やテレワークを実施するなどの対策を行ってまいります。また、経済活動が徐々に再開されてきておりますが、引き続き動向には注視し必要に応じて然るべき対応を講じてまいります。

3．設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は55,685千円であり、セグメント別には次のとおりであります。

（単位：千円）

事業区分	設備投資額	主な設備投資の内容
遊休不動産活用事業	38,713	主に自社利用目的のソフトウエアの構築
ビジュアライゼーション事業	8,005	CGグラフィックデータ制作のためのPC等の購入
全社資産	8,967	AZOOM VIETNAM INC.に係る事務所工事等

4．資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として90,000千円の調達を実施しました。

5．財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第８期 2017年９月期	第９期 2018年９月期	第10期 2019年９月期	第11期 (当連結会計年度) 2020年９月期
売上高	－	－	－	3,814,072
経常利益	－	－	－	223,254
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	139,472
１株当たり当期純利益（円）	－	－	－	95.92
総資産	－	－	－	1,890,638
純資産	－	－	－	953,489
１株当たり純資産額（円）	－	－	－	660.53

（注）１．第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値については記載しておりません。

２．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

３．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。

４．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。

② **当社の財産及び損益の状況**

（単位：千円）

区　　分	第８期 2017年９月期	第９期 2018年９月期	第10期 2019年９月期	第11期 (当事業年度) 2020年９月期
売上高	1,220,525	1,845,225	2,728,312	3,742,382
経常利益	29,992	150,112	94,811	264,140
当期純利益	36,940	109,930	56,261	173,062
１株当たり当期純利益（円）	3,196.01	90.76	38.54	119.02
総資産	357,403	1,290,154	1,522,076	1,842,994
純資産	34,296	834,227	893,385	989,552
１株当たり純資産額（円）	2,850.95	574.14	611.51	685.60

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、１株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。
３．１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。
４．当社は、2018年５月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

６．主要な事業内容（2020年９月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社２社（株式会社CGworks、AZOOM VIETNAM INC.）で構成され、遊休不動産活用事業及びビジュアライゼーション事業を営んでおります。

7．重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社CGworks	20,000千円	80%	CGグラフィックデータの制作・販売
AZOOM VIETNAM INC.	278,000USD	100%	システム開発 CGグラフィックデータ制作

8．主要な営業所（2020年９月30日現在）

①　当社

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都渋谷区代々木二丁目１番１号　新宿マインズタワー19Ｆ
横　浜　支　社	神奈川県横浜市中区本町一丁目４番　プライムメゾン横濱日本大通２Ｆ
名古屋ブランチ	愛知県名古屋市中区錦二丁目19番１号　鴻池ビルディング３Ｆ
大阪ブランチ	大阪府大阪市中央区天満橋京町１番26号　尼信天満橋ビル５Ｆ
福岡ブランチ	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目６番23号　博多駅前第２ビル９Ｆ
札幌ブランチ	北海道札幌市中央区北二条西三丁目１番　太陽生命札幌ビル５Ｆ

②　子会社

名　　称	所　　在　　地
株式会社CGworks	東京都渋谷区代々木二丁目１番１号　新宿マインズタワー19Ｆ
AZOOM VIETNAM INC.	Floor 18, IDMC My Dinh Building, 15 Pham Hung Street, My Dinh 2 Ward, Nam Tu Liem District, Hanoi City, Vietnam

9．従業員の状況（2020年９月30日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
遊休不動産活用事業	154名
ビジュアライゼーション事業	20名
共通	2名
合計	176名

（注）１．従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
　　２．当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数
134名	2名増

（注）従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10．主要な借入先（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	56,996
株式会社りそな銀行	51,000
株式会社みずほ銀行	42,000
株式会社日本政策金融公庫	30,000

11．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2020年９月30日現在）

１．発行可能株式総数　4,800,000株

２．発行済株式の総数　1,461,100株

新株予約権の行使により、発行済株式の総数は100株増加しております。

３．当事業年度末の株主数　624名

４．上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
菅田洋司	523,800株	36.40%
株式会社パノラマ	360,000株	25.02%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）	61,200株	4.25%
MSIP CLIENT SECURITIES	41,700株	2.89%
高橋崇晃	30,000株	2.08%
鈴木雄也	30,000株	2.08%
櫛田邦男	27,000株	1.87%
株式会社ＳＢＩ証券	25,100株	1.74%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH − FIRM EQUIY（POETS）	24,500株	1.70%
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	20,000株	1.39%

（注）持株比率は、自己株式（22,436株）を控除して計算しております。

５．その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

2020年４月30日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数　普通株式　22,300株
取得価額の総額　79,783千円
取得した期間　2020年５月１日から2020年７月21日まで

Ⅲ　新株予約権等の状況

1．当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

・新株予約権の数　253個

・目的となる株式の種類及び数　普通株式　25,300株

・取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個　数	保有者数
取　締　役 （社外取締役除く）	第１回（430円）	2025年６月24日	31個	２名
	第２回（103円）	2026年４月19日	60個	３名
	第３回（103円）	2026年９月12日	5個	１名（注２）
	第４回（600円）	2027年１月24日	97個	４名（注２）
	第６回（3,297円）	2030年５月14日	60個	１名

（注）１．行使価額については、2018年５月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っており、当該株式分割後の１株当たり行使価額を記載しております。

２．上記のうち、取締役１名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2．当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	回次（行使価額）	行使期間	個　数	交付者数
当社従業員	第５回（3,170円）	2022年５月１日 ～2030年４月30日	240個	11名

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の状況（2020年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅田洋司	
代表取締役副社長	高橋崇晃	
取締役	鈴木雄也	テクノロジー担当
取締役	高橋祐二	営業担当
取締役	馬場涼平	管理担当
取締役	櫟木一男	
取締役	小久保崇	弁護士法人小久保法律事務所　代表社員
常勤監査役	露木輝治	
監査役	島村和也	島村法律会計事務所　所長
監査役	吉川朋弥	吉川公認会計士事務所　所長

（注）１．取締役　櫟木一男氏及び小久保崇氏は、社外取締役であります。
２．監査役　露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏は、社外監査役であります。
３．監査役　島村和也氏は公認会計士、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役　吉川朋弥氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は取締役小久保崇氏、監査役露木輝治氏、島村和也氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．2019年12月20日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって、山川貞靖氏は監査役を辞任いたしました。

2．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

3．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （2名）	114,372千円 （9,600千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	13,200千円 （11,700千円）
合計 （うち社外役員）	11名 （5名）	127,572千円 （21,300千円）

（注）1．上表には2019年12月20日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

2．上記報酬等の額には、ストックオプションによる報酬42千円（取締役42千円）が含まれております。

3．取締役の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第９回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、2016年10月3日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内とそれぞれ決議をいただいております。

4．社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況については「1．取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

特別の関係はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況及び活動状況
取締役	櫟木一男	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、社外役員及び金融機関での豊富な経験と知識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
取締役	小久保　崇	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
常勤監査役	露木輝治	2019年12月20日開催の定時株主総会において選任され、同日就任以降開催の取締役会10回のうち10回（出席率100%）、監査役会10回のうち10回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、豊富な経験と幅広い知識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	島村和也	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士・公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	吉川朋弥	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）、監査役会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の子会社であるAZOOM VIETNAM INC.は当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームの監査を受けております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

Ⅵ　会社の体制及び方針

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会において決議された「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(c) リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。

(d) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。

(e) 取締役の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役会規程に基づく監査役監査の実施により確認する。

(f) 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。

(b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

(c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(c) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

e．当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は管理部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。

(b) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。

(c) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。

(d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体にわたる体制を整備する。当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。

f．財務報告の信頼性を確保するための体制
(a) 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。
(b) 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。
(c) 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。

g．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(a) 監査役は、管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けないものとする。
(b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査役の職務の補助における指揮命令権は監査役が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

h．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(a) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
(b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
(c) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

ｉ．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 当社は、監査役の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画および監査役の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。

(b) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

ｊ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(b) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

ｋ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(b) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役７名で構成し、監査役３名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監査いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて、適宜監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,396,911**	**流動負債**	**415,661**
現金及び預金	1,078,160	未払金	46,284
売掛金	67,008	未払法人税等	87,317
たな卸資産	373	未払消費税等	78,586
前払費用	245,535	前受収益	93,772
その他	8,547	賞与引当金	19,019
貸倒引当金	△2,714	1年内返済予定の長期借入金	36,672
固定資産	**493,727**	その他	54,009
有形固定資産	**88,542**	**固定負債**	**521,487**
建物附属設備	61,342	長期借入金	143,324
構築物	366	預り保証金	342,620
工具、器具及び備品	26,832	退職給付に係る負債	4,800
無形固定資産	**137,006**	資産除去債務	27,636
のれん	70,837	その他	3,106
ソフトウエア	40,198	**負債合計**	**937,148**
その他	25,970	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**268,177**	**株主資本**	**950,549**
敷金	108,977	資本金	416,599
差入保証金	99,409	資本剰余金	396,505
繰延税金資産	43,887	利益剰余金	217,657
その他	19,351	自己株式	△80,212
貸倒引当金	△3,448	**その他の包括利益累計額**	**△263**
		為替換算調整勘定	△263
		新株予約権	**3,203**
		純資産合計	**953,489**
資産合計	**1,890,638**	**負債・純資産合計**	**1,890,638**

連 結 損 益 計 算 書

（自　2019年10月 1 日
至　2020年 9 月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,814,072**
売上原価		**2,272,532**
売上総利益		**1,541,539**
販売費及び一般管理費		**1,317,050**
営業利益		**224,488**
営業外収益		
その他	395	395
営業外費用		
支払利息	803	
自己株式取得費用	686	
その他	138	1,629
経常利益		**223,254**
税金等調整前当期純利益		**223,254**
法人税、住民税及び事業税	92,778	
法人税等調整額	△5,219	87,559
当期純利益		**135,695**
非支配株主に帰属する当期純損失		△3,777
親会社株主に帰属する当期純利益		**139,472**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年10月１日
至　2020年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定			
当期首残高	416,594	396,500	78,184	△103	891,175	△320	－	3,777	894,632
当期変動額									
新株の発行	5	5			10				10
親会社株主に帰属する当期純利益			139,472		139,472				139,472
自己株式の取得				△80,108	△80,108				△80,108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						57	3,203	△3,777	△516
当期変動額合計	5	5	139,472	△80,108	59,374	57	3,203	△3,777	58,857
当期末残高	416,599	396,505	217,657	△80,212	950,549	△263	3,203	－	953,489

貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,322,967**	**流動負債**	**401,565**
現金及び預金	1,013,510	未払金	48,006
売掛金	53,670	未払法人税等	87,137
前払費用	242,873	未払消費税等	74,008
関係会社短期貸付金	10,000	前受収益	93,809
その他	5,626	賞与引当金	19,019
貸倒引当金	△2,714	1年内返済予定の長期借入金	30,000
固定資産	**520,027**	その他	49,584
有形固定資産	**74,868**	**固定負債**	**451,876**
建物附属設備	57,584	長期借入金	75,000
構築物	266	預り保証金	342,620
工具、器具及び備品	17,017	退職給付引当金	4,800
無形固定資産	**136,933**	資産除去債務	26,349
のれん	70,837	その他	3,106
ソフトウエア	34,929	**負債合計**	**853,442**
その他	31,166	(純資産の部)	
投資その他の資産	**308,225**	**株主資本**	**986,349**
関係会社株式	45,912	**資本金**	**416,599**
敷金	107,678	**資本剰余金**	**396,505**
差入保証金	99,409	資本準備金	396,505
繰延税金資産	39,646	**利益剰余金**	**253,457**
その他	19,026	その他利益剰余金	253,457
貸倒引当金	△3,448	繰越利益剰余金	253,457
		自己株式	**△80,212**
		新株予約権	**3,203**
資産合計	**1,842,994**	**純資産合計**	**989,552**
		負債・純資産合計	**1,842,994**

損　益　計　算　書

（自　2019年10月 1 日
至　2020年 9 月30日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**3,742,382**
売上原価		**2,252,060**
売上総利益		**1,490,321**
販売費及び一般管理費		**1,227,931**
営業利益		**262,389**
営業外収益		
受取手数料	3,000	
その他	246	3,246
営業外費用		
支払利息	582	
自己株式取得費用	686	
その他	226	1,496
経常利益		**264,140**
税引前当期純利益		**264,140**
法人税、住民税及び事業税	92,598	
法人税等調整額	△1,520	91,077
当期純利益		**173,062**

株主資本等変動計算書

（自　2019年10月１日
至　2020年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
当期首残高	416,594	396,500	80,394	△103	893,385	－	893,385
当期変動額							
新株の発行	5	5			10		10
当期純利益			173,062		173,062		173,062
自己株式の取得				△80,108	△80,108		△80,108
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						3,203	3,203
当期変動額合計	5	5	173,062	△80,108	92,963	3,203	96,167
当期末残高	416,599	396,505	253,457	△80,212	986,349	3,203	989,552

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社アズーム
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　井　知　倫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　智　由　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アズームの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アズーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社アズーム
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　坂　井　知　倫　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　智　由　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アズームの2019年10月１日から2020年９月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月24日

株式会社アズーム 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 露 木 輝 治 ㊞

監 査 役（社外監査役） 島 村 和 也 ㊞

監 査 役（社外監査役） 吉 川 朋 弥 ㊞

以 上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　〒151-0053
東京都渋谷区代々木２－１－１
新宿マインズタワー15Ｆ　セミナールーム６

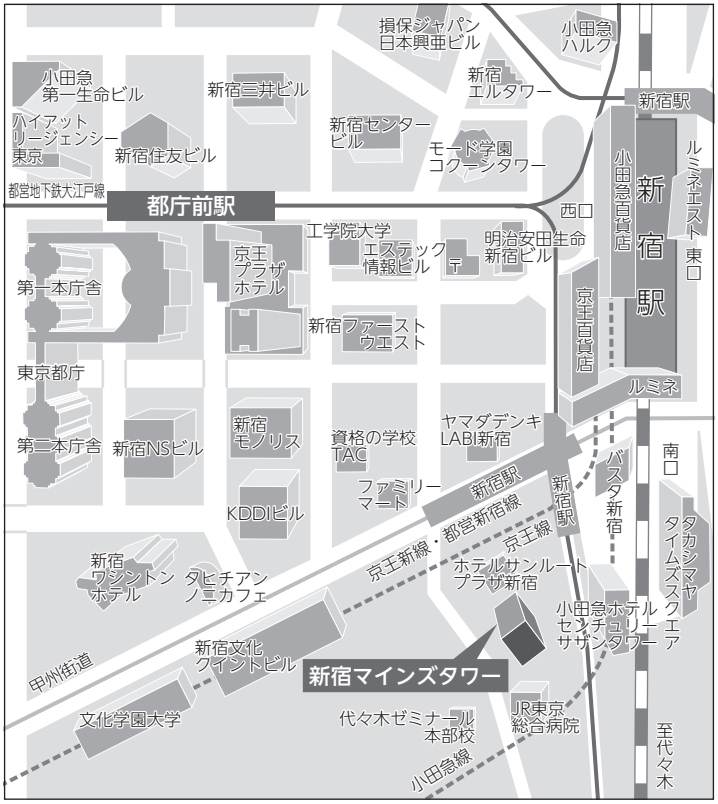

株主総会会場までの主な交通のご案内
■都営地下鉄大江戸線・新宿線・京王線新宿駅Ａ１出口直結
■ＪＲ東日本新宿駅新南改札より徒歩２分

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は可能な限り控えていただきますようお願い申し上げます。また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒、ご理解下さいますようお願い申しあげます。

UD FONT